

今回は、障害者の職業の安定を図ることを目的とした、「障害者の雇用促進制度」についての2回目です。

- ①障害者の法定雇用率の引き上げ
- ②障害者雇用の実態と相談窓口 [今回]
- ③将来的な障害者雇用の流れ

ノーマライ
ゼーション障害者の
生活実態障害者
基本計画障害者の
雇用制度①②③発達障害
① ②

①障害者雇用実態数

【事業所調査の結果】

□前回(平成15年度)と比較して、週所定労働時間が週20時間以上30時間未満の短時間労働者の割合増加。

- ・身体障害者 14.7%(対前回比6.7%増)
- ・知的障害者 13.2%(同10.4%増)
- ・精神障害者 24.8%(同20.4%増)

□正社員の割合をみると、身体障害者は64.4%、知的障害者は37.3%、精神障害者は46.7%。

障害者雇用実態調査数
(H20年調査)厚労省

雇用者数	
身体障害者	34.6万人
知的障害者	7.3万人
精神障害者※	2.9万人

※精神障害者数は回答数が少ないため参考値

□平均賃金は身体障害者は25万4千円、知的障害者は11万8千円、精神障害者は12万9千円。

□配慮している事項としては、身体障害者と精神障害者については、「配置転換等人事管理面についての配慮」が、知的障害者については、「工程の単純化等職務内容の配慮」が最も多く、前回と同様の傾向。

【個人調査の結果】

□職場における改善が必要な事項や要望として最も多い項目は次のとおり。

- ・身体障害者「労働条件・時間面での配慮」 40.4%
- ・知的障害者「今の仕事をずっと続けたい」 56.7%
- ・精神障害者「調子の悪い時に休みをとりやすくする。」 30.8%

□ 将来に対する不安として最も多い項目は次のとおり。

- ・身体障害者「老後の生活が維持できるか」 64.8%
- ・知的障害者「親がいなくなったら生活を助けてくれる人がいなくなる」 38.2%
- ・精神障害者「仕事を続けられるかどうか」 83.0%

②障害者の採用などの相談窓口

今後、雇用率の確保は共生社会の概念から見て、数値の引き上げは避けて通れないものになり、企業においても学校などのほか、下記の相談窓口が頼りになる存在です。

主な支援機関	説明
障害者就業・生活支援センター	全国に316か所。雇用、保健福祉、教育などの関係機関の連携の拠点として、就業や生活上の支援を行う
地域障害者職業センター	高齢・障害・求職者雇用支援機構が各都道府県で運営。職業準備訓練や職業リハビリテーションなどを実施
ハローワーク	本人の希望や特性に応じた職業紹介など。上記2センターとも連携

●お問合せはこちらまで

info@kitawel.com

Welfare

北村 社会福祉士事務所(北村 弘之)
〒226-0016 横浜市緑区霧が丘3丁目7-7
TEL:045-924-1777 <http://www.kitawel.com>